

北海道自立支援協議会設置要綱

(設置)

- 第1 障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができる地域社会の構築を目指し、そのために必要な相談支援体制の整備方策等について幅広く協議するため、北海道自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議内容)

- 第2 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議を行う。
- (1) 道内の地域自立支援協議会（市町村）ごとの相談支援体制の状況を把握、評価し、整備方策を助言すること。
 - (2) 地域づくりコーディネーターの活動に対し助言すること。
 - (3) 相談支援従事者の研修のあり方を協議すること。
 - (4) 北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例に基づく重層的な支援体制のあり方等を協議すること。
 - (5) 北海道障がい者施策推進審議会から提案された支援体制の整備方策に関する施策上の課題について協議すること。
 - (6) 北海道障がい福祉計画の策定等に当たって意見を述べること。
 - (7) 専門的分野における支援方策について情報や知見を共有、普及すること。
 - (8) その他、協議会において必要と認められたこと。

(構成)

- 第3 協議会は、委員14名以内で構成する。
- 2 協議会に会長を置き、委員の互選により選出する。
 - 3 会長は、必要と認められるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(委員の委嘱及び任期)

- 第4 協議会の委員は、知事が委嘱する。
- 2 委員の任期は3年間とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第5 協議会は、会長が招集する。

(部会)

- 第6 協議会に、必要に応じて部会を置くことができる。
- 2 部会に関する事項は、別に定める。

(庶務)

- 第7 協議会の庶務は、保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課において処理する。

(その他)

- 第8 この要綱並びに附属機関等の設置及び運営に関する基準（平成10年3月30日付け行管第232号）に定めるもののほか、協議会に関する事項は、会長が別に定める。
- 2 協議会の協議結果については、適宜、北海道障がい者施策推進審議会に報告することとする。

附 則

- この要綱は、平成18年10月12日から施行する。
この要綱は、平成21年7月23日から施行する。
この要綱は、平成23年4月8日から施行する。
この要綱は、平成25年1月9日から施行する。
この要綱は、平成25年4月19日から施行する。